

再意見書

平成22年11月12日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんぼんにごう
東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしがいしゃ
KDDI株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう おのでら ただし
代表取締役社長 小野寺 正

連絡先 TEL:

FAX:

メールアドレス

「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集(2010 年度)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

再意見提出者 KDDI株式会社

■総論

意見提出者	該当部分	再意見
NTT西日本	<p>情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が進展しております。＜中略＞</p> <p>こうした中で、当社は、これまでも光サービスを世界に先駆けて本格展開し、利用可能エリアを拡大する等ブロードバンドの普及に全力で取り組んでまいりましたが、更なる普及に向けてドライブをかけてゆくためには、情報通信市場のパラダイム変化を十分踏まえ、従来の電話を前提とした規制を見直し、ブロードバンド・IPの設備競争を前提とした政策に転換する必要があると考えます。</p> <p>具体的には、事態の推移を先回りした想定や懸念に基づいて事前規制をかけるという従来の発想を転換して、万一問題が生じたとしても、事後的に問題を解決する姿勢に徹する政策に舵を切り、各事業者が自らのリスクで設備を設置し、技術を開発し、それぞれの創意工夫によりお客様のニーズに即したサービスを提供するよう促す競争環境を整備することで、お客様利便の向上、ICT産業の成長・拡大、ひいては我が国全体の経済の活性化、国際競争力の維持・向上を図るべきです。</p> <p>したがって、今年度の検証にあたっては、過去に導入された指定電気通信設備制度やNTTグループに係る累次の公正競争要件を緩和・撤廃する方向で抜本的に検証・見直しを行っていただき、各事業者が自由に事業展開を行うことができる環境を整備していただきたいと考えます。</p>	<p>これまでも、NTTグループにおける累次の公正競争に関する措置、ルールの整備が行われてきましたが、NTTグループによる「ボトルネック設備の保有」、「(公社時代から継承した)顧客基盤の活用」、「グループドミナンスの行使」等の問題については、ブロードバンド・IP時代への移行期である現在においても未だ解決に至っていません。</p> <p>むしろ、NTT西日本による接続情報の目的外利用(以下「NTT西日本事案」という。)のような公正競争上の問題が発生するとともに、活用業務によるNTT東・西の業務範囲拡大などによって競争事業者との同等性が損なわれており、公正競争環境が確保されている状況にあるとは到底いえません。</p> <p>加えて、NTT東・西のNGNはボトルネック設備である光アクセス回線と一体で構築されており、競争事業者との接続を前提としていないことから、これまで実現していた有効な競争が損なわれてきており、NTTグループは、競争を排除し、NGNを梃子に市場支配力の拡大、グループ連携の強化を図るなど、状況はますます悪化していると言わざるを得ません。</p> <p>これらの問題は、ボトルネック設備を保有する部門をNTT東・西の組織内に留めたこと、持株会社体制を維持してきたこと、それらを解消しないまま、活用業務によるNTT東・西の業務範囲拡大を認めたことに根本的な原因があるため、本質的な問題解決のためには、活用業務制度の是非を含む、持株会社体制の廃止やグループ解体を視野に入れたNTTの在り方についての抜本的な見直しが不可欠と考えます。</p> <p>加えて、「ボトルネック設備の保有」、「(公社時代から継承した)顧客基盤の活用」などに起因するNTT東・西の利用部門と競争事業者との同等性の問題、および</p>

<p>イーアクセス/ イーモバイル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争セーフガード制度は、今までも公正競争確保のために一定の成果を挙げてきた有用な制度であると考えますが、NTT西日本情報漏洩問題を契機に、本来の競争セーフガード制度整備の目的に立ち戻り、具体的事例に対しては、検証後の各公正競争要件見直し検討への道筋がより明確となるような実効性の高いスキームへの再構築が必要であると考えます。 ・ 競争セーフガード制度では、「共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための競争ルールの整備」への該当事例として、「NTT東西殿とその子会社等の一体的な事業運営」の他にも「県域等子会社におけるNTTドコモ商品・サービスの販売」、「グループ間の人事交流」など数多くの事例が注視すべき事項として挙げられており、NTTグループの共同的・一体的な市場支配力の問題は、1999年のNTT再編成以来においても競争環境における継続的な課題になっていると考えます。前述のNTT西日本情報漏洩問題の発生を踏まえれば、NTTグループの共同的・一体的な市場支配力に対する公正競争要件の見直しは喫緊の課題であると考えます。 	<p>び、NTTグループの総合的な市場支配力を背景とした「グループドミナンスの行使」の問題への対処として、第三者機関による監視体制の導入等や行為規制の範囲の子会社等への拡大を直ちに実施すべきと考えます。</p>
<p>ソフトバンクグループ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の本制度に関する運用においては、検証プロセスの明確化、より厳格な指導の実施等、運用面の改善に加え、現行制度そのものの妥当性や実効性を検証した上で、現実に即した新たなルール整備を伴う効果的な指導がなされることが必要です。 ・ 総務省殿は、「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」(以下、「タスクフォース」という。)等において、NTT の組織の在り方に踏み込んだ議論を実施し、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2009 年度)に対する弊社共意見書(2009 年 7 月 31 日)」において述べた、NTT グループの「アクセス分離」、「資本分離」、「ブランドの分離」、「人事の分離」の「4 つの分離」等、抜本的な措置を実現すべきと考えます。 	

■1. 指定電気通信設備に関する検証 (1) 第一種指定電気通信設備に関する検証 ア 指定要件に関する検証／イ 指定の対象に関する検証

意見提出者	該当部分	再意見
NTT東日本	<p>昨年度の検証においては、NGN・地域IP網・ひかり電話網といったIP通信網や局内装置類及び加入者光ファイバ等について、シェアや他事業者が当社の設備・ネットワークに接続している又は接続する可能性があること等を理由として、引き続き指定の対象としております。</p> <p>しかしながら、シェアについては、公正な競争環境下における競争の結果に過ぎず、指定電気通信設備としての不可欠性に起因しているものではないと考えます。</p> <p>また、現実的にアクセス設備が当社の固定電話網しかなく、他事業者は当社の固定電話網と接続しなければ電話サービスを提供できないといった時代のPSTNの接続とは異なり、IP通信網同士の接続は、当社及び他事業者双方にとって相互接続性を確保することが必要であるため、当社の設備・ネットワークに接続していることを以って指定電気通信設備の対象にすることは不適切であると考えます。</p> <p>したがって、今年度の検証にあたっては、現時点における市場環境・競争環境を十分に検討した上で、「不可欠性」のない以下の設備については、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p>	<p>NGNは、指定設備である光アクセス回線と一体で構築されており、さらに接続事業者との接続を前提としていないため、これまで実現していた有効な競争が損なわれてきており、ボトルネック性はむしろ強まっている状況にあります。このため、ボトルネック設備のオープン化において真の同等性が担保されない限り、ドライカッパ、ダークファイバ及びこれらと一体として構築される局内装置類、局内光ファイバ等は引き続き指定設備の対象とすべきと考えます。</p> <p>なお、NGNについては、競争促進の観点から、早急にオープン化し、あらゆるプレーヤーが多様なサービスを自由に提供できる環境を整備する必要があると考えます。</p>
NTT東日本	<p>【NGN、地域IP網及びひかり電話】</p> <p>当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1) 世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通信網を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していることから、当社のNGNをはじめとするIP通信網にボトルネック性はないこと。</p> <p>(2) 競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網(NGNを含</p>	<p>・ 情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27日)で整理されたとおり、NGN、地域IP網、ひかり電話網等のIP通信網の指定は適当であると考えます。</p> <p>NGNは、アクセス回線と一体で構築されており、そもそも競争事業者との接続を前提としていないため、競争が後退し、NTTが市場支配力を拡大する結果となっています。現に、NGN上で利用されるNTT東・西のFTTHのシェアは74.5%、OABJ-IP電話のシェアは68.3%(平成22年6月時点「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成22年度第1四半期(6月末))」)と非常に高い状況です。</p> <p>そのため、指定化は当然であることに加え、競争を機能させる観点から、NGN</p>

	<p>む)を規制する理由はないこと。</p> <p>(3)諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はないこと。</p>	<p>等のIP通信網の更なるオープン化は必要不可欠であると考えます。</p>
<p>NTT西日本</p>	<p>【次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網について】</p> <p>当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>① 他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる基盤設備は、線路敷設基盤を含め、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IP網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は市中で調達することが可能であるため、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。</p> <p>② 現に、他事業者は独自のIP網を構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得していること。具体的には、ブロードバンドサービス市場で見た場合、当社シェアは西日本マクロで 53%、府県別では最小で 36%、FTTH市場での競争が激しい関西エリアでは、京都を除く1府4県でシェア50%を下回り、また、三重、富山の2県では、CATV事業者殿のシェアがそれぞれ 55%、52%と、当社のシェアを遥かに凌いでいる状況にあること。</p> <p>③ 地域IP網の接続料として、平成 13 年より、接続約款に「ルーティング伝送機能」を規定していたものの、他事業者による利用実績はないこと。</p> <p>④ ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話、050 IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは 35%程度(平成 22 年 3 月末)、更に、携帯電話も含めたシェアで見れば</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 線路敷設基盤については、NTT東・西は、メタル回線敷設の際に、道路占有許可、管路使用や電柱添架承諾等における各種手続き、管路内や電柱上の敷設スペースの確保を基本的に完了しているため、光ファイバを容易に敷設できる一方、競争事業者にとってはゼロからの敷設であり、線路敷設基盤の公平な利用の問題は未だ解決されていません。このため、上記手続きの簡素化・簡略化、ビル・住居まわりの引込み線(地中化エリアや屋内配線)の開放・転用義務化等の利用条件の見直しが必要と考えます。 ・ 現在、FTTH全体の加入者数が増加傾向にあるものの、上述の通り、NTT東・西は74.5%と非常に高いシェアを有しており、引き続き上昇している状況です。これは、NTT東・西が高いシェアを有する加入電話からOABJ-IP電話へのマイグレーションが進展する中で、加入電話の顧客情報を利用できるという営業上優位な立場にあるNTT東・西の市場支配力が、固定電話市場からブロードバンド市場へのレバレッジによって行使された結果であって、事業者間競争は減退しており、公正な競争が行われている状況とは言えません。 ・ NTT西日本は、指定の対象から除外する根拠として、NTT東・西の独占市場である加入電話の数値を抜いた上で自らが全く提供していない050 IP電話の数値を加算したシェアが低いことを挙げていますが、これは正しいシェアとは言えません。総務省の「電気通信市場における競争状況の評価」においては、サービス間の代替性を基にして市場画定を行っており、固定電話領域における固定電話市場は、加入電話、直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話としている一方で050-IP電話は含まれていません。「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」について

	<p>7%程度(同上)に過ぎない状況にあること。</p> <p>⑤ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。</p>	<p>も「電気通信市場における競争状況の評価」と同様の市場画定を基に発表されており、ご指摘の区分でのシェアによる理由付けは適切ではないと考えます。</p>
<p>NTT東日本</p>	<p>【局内装置類及び局内光ファイバ】</p> <p>メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバについては、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1)メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置していること。その結果、接続料を設定したものの他事業者の利用は皆無であること。</p> <p>(2)局内光ファイバについては、ダークファイバの提供を開始した2001年当初から他事業者による自前敷設を可能としており、2003年からは効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放等の取組を実施してきた結果、82.5%が他事業者による自前敷設となっていること。また、他事業者も計画的に自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能となっていること。</p>	<p>メディアコンバータやOLT等の局内装置類や局内光ファイバについては、指定設備である加入光ファイバと一体で設置・構築されるものであることから、ボトルネック性を有している加入光ファイバから切り出して判断することは適切ではないと考えます。</p> <p>ボトルネック設備のオープン化において真の同等性が担保されない限り、ドライキャパ、ダークファイバ及びこれらと一体として構築される局内装置類、局内光ファイバ等は利用の有無にかかわらず、引き続き指定設備の対象とすべきと考えます。</p>
<p>NTT西日本</p>	<p>【局内装置類及び局内光ファイバについて】</p> <p>イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、光局内スプリッタ、WDM装置等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>① 当該装置類は誰でも容易に市中調達・設置することが可能である等、参入機</p>	

	<p>会の均等性が確保されており、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。</p> <p>② 現に、他事業者は自前の光アクセスと当該装置類を組み合わせて、若しくは、当社の光アクセスと当社の局舎コロケーションを利用して当該装置類を設置し、サービス提供していること。</p> <p>③ 光信号伝送装置(OLT)、局内スプリッタについては平成13年より、メディアコンバータについては平成14年より、当社が接続料を設定していたものの、他事業者による利用実績はないこと。また、イーサネットスイッチについては、他事業者からの強い接続要望を受け、本年6月に接続料を設定したものの、同年7月、当該他事業者からの接続申込みが取り下げられ、また現在に至るまで当該他事業者以外の事業者からの利用要望も全くないこと。</p> <p>④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の当該装置類自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。</p>	
NTT東日本	<p>【加入者光ファイバの非指定設備化】</p> <p>指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>・線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整備されていること。また、電柱については、より使い易い高さを利用でき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・メタル回線であろうと光ファイバ回線であろうと、公社時代から引き継いだ局舎、電柱、管路、とう道などの線路敷設基盤の上に構築される加入者回線にはボトルネック性があることに加え、NTT東・西は加入電話の顧客情報を利用できるという営業上優位な立場にあります。これらに起因するNTT東・西の市場支配力が、固定電話市場からブロードバンド市場へのレバレッジによって行使された結果、加入者光ファイバのシェアが高まっていることから、加入者光ファイバについては指定を維持することが必要です。 ・線路敷設基盤については、NTT東・西は、メタル回線敷設の際に各種手続き、

	<p>るよう改善し、その手続きも簡便なものに見直してきており、他事業者が光ファイバを自前設置できる環境は更に整備されてきていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供しており、KDDI殿や電力系事業者は相当量の設備を保有していること。 ・「光の道」構想に関する意見募集(2010年8月17日)において、ジュピターテレコム殿から「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率、88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考え」といった意見が提出されているように、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することが十分可能であること。 ・KDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力、顧客基盤を用いれば、光ファイバを敷設しサービスを提供することは十分可能であること。 ・光ファイバについては、諸外国においても非規制になっていること。 	<p>敷設スペースの確保を基本的に完了しているため、光ファイバを容易に敷設できる一方、競争事業者にとってはゼロからの敷設であり、線路敷設基盤の問題は未だ解決されていません。具体的には、道路占有許可手続き、電柱共架・添架承諾手続きの簡素化・簡略化、ビル・住居まわりの引込み線(地中化工エリアや屋内配線)の開放・転用義務化等の利用条件の見直しが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸外国では光ファイバは日本ほど普及しておらず、NGNも本格的な商用化段階になく、日本のようにNGNが光アクセス回線と一体で構築されている例もないため、ルール整備が必要な状況にないものと考えます。 ・電気通信設備のボトルネック性を判断するにあたり、公社時代から継承された線路敷設基盤の上に構築され、さらに、加入電話の顧客情報を利用できるという営業上優位な立場にあるNTT東・西の市場支配力が、固定電話市場からブロードバンド市場へのレバレッジによって行使された結果、シェアが高まっているNTT東・西の加入者光ファイバと、ゼロから敷設をしているCATV回線や高速無線アクセスとを同列に扱うのは適切ではありません。
NTT西日本	<p>指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有してお 	

	<p>り、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開していますし、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去 9 年間で契約数を 1.7 倍の 3,264 万世帯(平成 22 年 3 月末。再送信のみを含む)に増加させています。→別添 4 別添 5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ したがって、端末系伝送路設備については、既に敷設済のメタル回線と、今後競争下で敷設される光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、光ファイバについては諸外国での規制の状況も踏まえ、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 ・ また、ブロードバンドアクセスのボトルネック性の判断にあたっては、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合等を踏まえ、CATV回線(現にブロードバンド通信に使用されていないものを含む)や、今後新たな技術革新が期待される高速無線アクセス等を含めるよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。 ・ 更に、現行のシェア基準値(50%超)による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。 	
NTT東日本	<p>【FTTHサービスの屋内配線】</p> <p>「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(2009 年 10 月 16 日)において、戸建て向け屋内配線については第一種指定電気通信設備とすることが適当とされたところですが、当社の屋内配線には、以下の観点から、ボトルネック性はなく、第一種指定電気通信設備に該当しないと考えます。</p>	<p>「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日答申)において整理されたとおり、NTT東・西の設置する戸建向け屋内配線は、第一種指定設備に該当するという判断が適当と考えます。</p> <p>加えて、集合住宅向け屋内配線についても同様に一種指定設備として整理して頂きたいと考えます。特に、いわゆるフレッツマンション(フレッツのみの利用を条件</p>

	<p>(1)屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備であること。</p> <p>(2)現に、FTTHサービス等で利用されている屋内配線には、メタルケーブル、光ケーブル、同軸ケーブル、宅内無線、高速電力線通信(PLC)等、多様な形態があるほか、その設置主体も、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業者(CATV事業者)等、様々であること。</p> <p>(3)また、屋内配線の設置工事は、工事担任者の資格があれば、誰でも実施可能であり、現に多数の工事会社があること。実際、当社がお客様から依頼された屋内配線工事も工事会社に委託して実施しており、他事業者においても同様に実施することが可能であり、現に実施していること。</p>	<p>に、NTT 東・西が費用負担して光屋内配線を敷設するケース)については、ボトルネック設備であり第一種指定電気通信設備として指定化されている加入ダークファイバと一体的に光屋内配線が敷設されており、戸建て向け屋内配線と同じ構造にあります。</p> <p>また、屋内配線の転用ルールの整備に当たっては、同答申において「マンション向けFTTHの場合は、(中略)屋内配線の転用ができない場合には、既存事業者による顧客のロックイン効果が一層高いことから、屋内配線を転用する必要性・有用性は、戸建向けFTTHの場合よりも高いと考えられる。」との考え方が示されているところであり、ユーザーの選択枝の幅を広げ、利用者利便の向上を図るためにも、早期に転用ルールが整備されるよう具体的な措置を検討していただきたいと思います。</p>
NTT西日本	<p>【FTTHサービスの戸建て向け屋内配線について】</p> <p>「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(2009年10月16日)において、戸建て向け屋内配線については指定電気通信設備とすることが適当とされ、これを踏まえた電気通信事業法施行規則等の改正により第一種指定電気通信設備に指定されたところですが、本来、戸建て向け屋内配線については、他事業者やお客様自身が自由に設置可能であり、現に、他事業者が自ら行う必要があるONUの設置・設定と同時に設置されていることに鑑みれば、ボトルネック性がないことは明らかであり、当社の戸建て向け屋内配線を第一種指定電気通信設備から除外していただきたいと思います。</p>	
NTT東日本	<p>【イーサ系サービス等のデータ通信網】</p> <p>イーサネット系サービス等のデータ通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと思います。</p> <p>(1)イーサネットサービスの市場における当社のシェアは、20%(2010年3月末)であ</p>	<p>昨年度の総務省の考え方※のとおり、指定設備の対象外とすることは適当でないと考えます。</p> <p>※競争セーフガード制度の運用に関する総務省の考え方(平成22年2月19日)</p> <p>「イーサネットサービス等のデータ通信網については、現状では、その他の専用線等と</p>

	<p>り、競争は十分に進展していること。</p> <p>(2)また、イーサ装置の価格は1台当たり数十万円から数百万円程度であり、当社又は電力系事業者等から光ファイバを借り、自前で装置を当社ビル等にコロケーションすれば、他事業者は同等のサービス提供が可能となっており、現にそれらを利用してサービスを提供していること。</p>	<p>伝送路を共用しており、設備のボトルネック性という意味においては他の専用線に用いられている設備と異なるものではない。</p> <p>(中略)</p> <p>以上を踏まえれば、イーサネットサービス等のデータ通信網について、現時点において指定の対象外とすることは適当ではない。」</p>
NTT東日本	<p>【WDM装置】</p> <p>WDM装置については、市中で調達可能なものであり、他事業者は、当社の中継ダークファイバ等と組み合わせて、自ら設置することが可能であることから、当社のWDM装置に不可欠性はなく、指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。</p>	<p>昨年度の総務省の考え方※のとおり、指定設備の対象外とすることは適当でないと考えます。</p> <p>※競争セーフガード制度の運用に関する総務省の考え方(平成22年2月19日)</p> <p>「WDM装置については、中継ダークファイバと一体として設置・機能するものであることから、装置類の市場調達性のみから判断するのではなく、中継ダークファイバのボトルネック性と含めて検討することが必要である。</p> <p>また、接続ルール答申においても、接続料や接続条件など貸出しルールの整備を行うことが適当との考え方が示されたことを踏まえると、WDM装置を指定の対象外とすることは適当ではない。」</p>
NTT東日本	<p>【現行指定告示を「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直し】</p> <p><中略></p> <p>行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。</p>	<p>「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について(平成19年3月30日)」で示されているとおり、「ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある」ため、現行どおりネガティブリスト方式が適当と考えます。</p>
NTT西日本	<p>【現行の指定方法の見直しについて】</p> <p>第一種指定電気通信設備の指定方法については、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」(ネガティブリスト方式)から「指定する設備を具体的に列挙する方式」(ポジティブリスト方式)に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体</p>	

	的な基準を明らかにしていただきたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定していただきたいと考えます。	
ソフトバンクグループ	NTT 東西殿は、自身の迅速なサービス提供ができないことを理由にポジティブリスト方式の採用を主張していますが、この方式は競争事業者がボトルネック設備を利用したサービス提供を迅速に行えない結果を招くことからNTT 東西殿のより一層の独占化につながり、公正競争環境確保の観点から認められません。	
イーアクセス/ イーモバイル	ネガティブリスト方式の現行維持が必要であると考えます。ネガティブリスト方式は、接続事業者がボトルネック設備を用いたサービスをNTT東西殿に遅れをとることなく迅速に提供することを可能としており、日本の通信市場の公正競争確保において非常に重要な役割を担っているルールであると考えます。	

■1. 指定電気通信設備に関する検証 (1) 第一種指定電気通信設備に関する検証 ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

意見提出者	該当部分	再意見
NTT東日本	<p>【NGN等に係るアンバンドル機能】</p> <p>NGN等に係るアンバンドル機能のうち、実需や他事業者による利用実績がないものについては、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>具体的には、以下の機能については、機能の提供開始以降、他事業者との接続の実績がない状況が続いていることから、早急にアンバンドル対象から除外していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能 ・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能 ・一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能 ・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能 ・イーサネットフレーム伝送機能 	<p>ボトルネック設備と一体で提供されるNGNに係る機能については、競争促進の観点から、利用の有無にかかわらず、これまで実現している競争をNGN上でも確保するために必要な機能を競争可能な料金水準で予めアンバンドルすべきと考えます。</p>

NTT西日本	<p>【収容局接続機能及び中継局接続機能のアンバンドルについて】</p> <p>フレツサービスに係る機能(一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能)については、地域IP網において、特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定していたものの、平成 13 年から現在に至るまで 8 年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>中継局接続に係る機能(一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能)についても、接続料を設定したものの、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。</p>	
NTT東日本	<p>ひかり電話網が指定電気通信設備とされたことによって、昨年度より複数の事業者との間で、他事業者が当社の接続料よりも高い接続料を設定することで事業者間取引の均衡が崩れる「逆ざや」問題が現に発生していることから、関門交換機接続ルーティング伝送機能についてもアンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>また、現在、接続料の事業者協議において、当社の接続料より高い接続料を提示してきた事業者に対し算定根拠の開示を求めても一切情報が開示されず、その適正性が検証できない状況にあることから、仮に当該機能がアンバンドルの対象から除外されない場合には、他事業者に対しても接続料の対象コストや算定プロセスの開示を義務付けること等により透明性を確保し、その適正性が検証できる仕組みを早急に導入していただきたいと考えます。</p>	<p>ボトルネック設備と一体で構築されるNGN設備の接続料をNTT東・西が相対で設定できるようになると、ボトルネック設備に起因する市場支配力を背景に特定の事業者を優遇することが可能になり、公平性を担保できなくなるため、決して認められるべきではありません。</p>
NTT西日本	<p>【IP電話サービスに係る機能のアンバンドルについて】</p> <p>従来、ひかり電話網は第一種指定電気通信設備規制の対象外となっていたため、事業者間協議により、ひかり電話網の接続料を接続事業者が設定する接続料と同額とすることで、事業者間取引のバランスを確保することが可能でしたが、ひかり電話網が第一種指定電気通信設備規制の対象とされ、その接続料設定が義務化されたことから、当社のみ事業者均一の接続料を定めることとなった結果、昨年度当社</p>	

	<p>意見で「懸念」として指摘した問題、すなわち、一部の固定事業者がひかり電話網の接続料よりも不当に高い接続料を設定し、事業者間取引のバランスが損なわれる、いわゆる「逆ザヤ問題」が、現に生じております。</p> <p>したがって、当社としては、お客様の利便性を確保しつつ、事業者間取引のバランスを確保する観点から、早急に当該機能をアンバンドルの対象から除外していただく必要があると考えますが、アンバンドルの対象から除外するのに時間を要する場合には、少なくとも、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(H21.10.16)にて、「(不当に高額な接続料に関する)具体的な判断基準については、引き続き議論を深めた上で設定することが適当」「(「逆ざや問題」について)固定通信市場を含め、段階的に対応することが適当」とされたことを踏まえ、総務省殿において、当社PSTN網の接続料やひかり電話網の接続料より高い接続料を設定している固定電話事業者に対し、接続料の算定根拠を提出させた上で、当社や他事業者より接続料が高い理由や、自社内や自社グループ内の無料通話サービスの赤字を当該接続料で補填していないこと等について説明するように求め、当該事業者の接続料の適正性を検証し、不当に高額な接続料が設定されている場合は、それを是正する仕組みを設けていただきたいと思います。</p>	
NTT西日本	<p>【局内装置類に係る機能のアンバンドルについて】</p> <p>光信号伝送装置(OLT)は平成13年より、メディアコンバータ・局内スプリッタについては平成14年より、当社が接続料を設定していたものの、平成13・14年から現在に至るまで7・8年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと思います。</p> <p>イーサネットスイッチに係る接続料(イーサネットフレーム伝送機能)についても、他事業者からの強い接続要望を受け、本年6月に接続料を設定したものの、同年7月、当該他事業者からの接続申込みが取り下げられ、また現在に至るまで当該他事業者以外の事業者からの利用要望も全くないことから、アンバンドルの対象から除外して</p>	<p>メディアコンバータやOLT等の局内装置類については、指定設備である加入光ファイバと一体で設置・構築されるものであることから、ボトルネック性を有している加入光ファイバから切り出して判断することは適当ではないと考えます。</p> <p>ボトルネック設備のオープン化において真の同等性が担保されない限り、ドライキャパ、ダークファイバ及びこれらと一体として構築される局内装置類、局内光ファイバ等は利用の有無にかかわらず、引き続き指定設備の対象とすべきと考えます。</p>

	<p>いただきたいと考えます。</p>	
<p>ソフトバンクグループ</p>	<p>公正競争環境の実現に向けて以下に掲げる項目について早急にアンバンドル化を図るべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 収容局に設置されている NTT-NGN 用の収容ルータのインタフェース(中継ルータ側)に接続点を追加し、NTT-NGN サービスのアクセス回線について加入者単位でのアンバンドル - 中継局に設置されている NTT-NGN 用の中継ルータのインタフェースに接続し、NTT-NGN サービスの中継回線とアクセス回線を併せて加入者単位でのアンバンドル - ドライカップの上部区間に係る網使用料等の設定(サブアンバンドル) - 特別光信号中継回線のアンバンドル構成の見直し(複数の光信号中継回線及び光信号局内伝送路から構成される回線の両端において WDM を対向して設置している区間についても、WDM アンバンドル区間の対象とすべき) - 接続事業者の IP 中継網と固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備であるひかり電話収容装置のアンバンドル <p>また、ドミナント規制の見直し議論の結果如何を問わず、ボトルネック設備を有する事業者とその他の事業者の同等性という公正競争の要であるアンバンドル規制の維持は必要不可欠です。</p>	<p>ボトルネック設備と一体で提供されるNGNに係る機能については、競争促進の観点から、これまで実現している競争をNGN上でも確保するために必要な機能を競争可能な料金水準で予めアンバンドルすべきと考えます。</p>

■1. 指定電気通信設備に関する検証 (2) 第二種指定電気通信設備に関する検証 ア 指定要件に関する検証/イ 指定の対象に関する検証

意見提出者	該当部分	再意見
NTT東日本	<p>【第二種指定電気通信設備規制の対象】</p> <p>第二種指定電気通信設備制度については、以下の観点から特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての事業者を対象とし、接続料の適正性を検証する必要があると考えます。</p>	<p>公社時代から継承しているボトルネック設備が存在する固定通信市場と当初から設備競争を行ってきたモバイル市場とでは、歴史的背景が全く異なります。</p> <p>現時点では、モバイル市場は、各事業者による設備競争を基本とした競争が機能し、サービスの多様化や利用者料金の低廉化といったユーザー利便性の向上が実現しているため、「相対的に多数の端末設備を有する事業者は、他の事業者との接続協議において強い交渉力を有し、優越的な地位に立つ」という第二種指定電気通信設備制度の規制根拠は合理性に欠くものと考えます。</p>
NTT西日本	<p>【第二種指定電気通信設備規制の対象について】</p> <p>現に規制が課されておらず接続料が高止まりしている携帯電話事業者殿の接続料の適正性を確保する等の観点から、第二種指定電気通信設備規制については、事業者ごとにその適用可否を違えるべきでないと考えます。</p>	<p>しかし、50%近いシェアを有し市場支配力のある事業者が存在することから、当該事業者に対し行為規制が課されていることについては、第二種指定電気通信設備制度の有無にかかわらず、一定の合理性があると考えられるため、継続すべきと考えます。</p>
イーアクセス/イーモバイル	<p>■第二種指定通信設備制度に対する継続的な検証・見直しの必要性</p> <p>導入が予定されていた接続会計制度は廃案となりましたが、同報告書において期待された接続料算定の適正化及び透明性向上への効果・役割を十分に果たすためにも、あらためて同制度の導入が期待されることです。また更なる公平かつ公正な競争環境を整えるため、同ガイドラインの運用状況を定期的に検証することや、スタックテストや接続約款の認可制等の追加施策の検討が行われていく必要があると考えます。</p> <p>今後のブロードバンドサービスの更なる高速化等に伴う固定市場との融合や本年9月に認可された携帯端末向け新サービス「マルチメディア放送」等のコンテンツ配信市場等の周辺市場への影響力の拡大、そして現在のモバイル市場においてすでに40%以上ものシェアを有する巨大なドミナント事業者の存在を考えれば、その市場支配力に応じた制度構築が検討されることは必然と考えます。具体的には、例えば、第二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値は現在25%となっていますが、すでに40%以上のシェアを有する事業者が存在することを踏まえ、シェア水準に応じて段階的に</p>	<p>従って、モバイル市場における規制については、市場支配力のある事業者に対する現行の行為規制以外は撤廃すべきと考えます。</p> <p>なお、市場の競争状況が変化しているにもかかわらず、設備シェア25%といった硬直的な閾値のみで規制の適用を判断することは、第二種指定電気通信設備制度の規制を受けない事業者の接続料が高止まりするなど市場全体を歪ませる恐れがあるため、基本的には第二種指定電気通信設備制度を撤廃することが必要と考えますが、仮に撤廃されないのであれば、実態を踏まえ、適時適切に見直すべきと考えます。</p>

	<p>厳格な規制を適用するといった方法等が考えられ、また、規制内容としては、接続約款の認可制、会計分離やアンバンドル制度等のネットワークの開放義務等が考えられます。</p>	
<p>テレコムサービス協会</p>	<p>・接続料の適正性の検証</p> <p>第二種指定電気通信事業者がどのような算定式を用いて接続料を算定したのか、特に、設備の処理能力(容量)に基づく接続料であるべきレイヤ3 接続機能とレイヤ2 接続機能について、その接続料算定プロセス(特に算定式)をすべて公開するとともに、総務省殿においても再度検証していただくことを強く要望します。</p>	<p>当社の移動体接続料については当然適正に算定されています。</p> <p>接続料の算定の適正性・透明性の向上を図ることは当然重要ですが、移動体のような設備競争が機能している市場環境下では、各事業者が自ずと効率的な設備構築・運用を図っていくことになるため、固定市場のように規制を課する必要性は認められず、接続料規制を含む第二種指定電気通信設備制度については基本的に不要であると考えます。</p> <p>しかし、50%近いシェアを有し市場支配力のある事業者が存在することから、当該事業者に対し行為規制が課されていることについては、一定の合理性があると考えられるため、継続すべきと考えます。</p> <p>現行の行為規制以外については、ガイドライン等で行政がルール化することは、かえって市場全体の接続料の適正性を歪めたり、硬直化を招くことになりかねないため、事業者間の協議による自主的なルールに基づいて実現することが適当と考えま</p>

		す。
テレコムサービス協会	注視すべき機能として、(レイヤ2接続でもレイヤ3接続でも利用可能な)パケット着信機能とIMEI通知機能を追加することを要望します。	必要な機能については、事業者間の協議の中で、双方の合意の下で必要な情報を開示し合意形成を図っていくものと認識しています。
モバイル・コンテンツ・フォーラム	<p>貴省が平成22年3月「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」にて、以下の①～⑥にて「注視すべき機能」として掲げられたものに関しては、一部、引き続き注視する必要がある。(中略)機能を注視する上でサービスやユーザがグローバルに広がることも考慮の上で、検討を願いたい。</p> <p>① 料金情報提供機能 ② 課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能 ③ 大容量コンテンツ配信機能 ④ GPS位置情報の継続提供機能 ⑤ SMS接続機能 ⑥ 携帯電話のEメール転送機能</p> <p>(中略)</p> <p>また、検討が進んでいる⑤SMS接続機能、⑥ 携帯電話のEメール転送機能のそれぞれに与える影響、果たす役割は、非常に大きいものとする。例えば、SMS接続機能を利用した課金手段などが国外では広く普及しており、スマートフォンにおける事業者のグローバルなサービスの提供では、国内事業者にとっても有効に機能する可能性が高い。また、携帯電話のEメール転送機能なくしては、新たな端末の買い替え・買い増し需要が進まない側面もあり、⑤・⑥のいずれも、従来の注視すべき機能として検討していた段階とは市場環境・端末を取り巻く環境の変化があることに留意願いたい。</p>	<p>また、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において「アンバンドルすることが望ましい機能」「注視すべき機能」として列挙されている項目については、事業者間で合意形成に向けた協議が進んでいます。</p> <p>なお、列挙されている機能のうち「② 課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能」、「④ GPS位置情報の継続提供機能」、「⑥ 携帯電話のEメール転送機能」については、そもそも接続機能には該当しないものと考えます。</p> <p>当社は、上記と同様の意見を「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(案)」に対する意見募集において述べていますが、当該意見に対する総務省の考え方は、「電気通信設備との接続により提供される機能であることから、接続機能に該当する。」とされています。</p> <p>しかし、このような考え方では、いかなる機能であっても、総務省の裁量によって接続機能と捉えることができ、あまりに広義に解釈が可能であることから、より丁寧に考え方を整理すべきと考えます。</p>

■1. 指定電気通信設備に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証 3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証 イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証
3-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証

意見提出者	該当部分	再意見
NTT東日本	<p>当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っていることから、公正競争上の問題は特段生じていないと考えておりますが、昨年度の検証結果においても、複数の事項が引き続き注視していくものとされています。</p> <p>引き続き注視していく事項として検証結果に記載されること自体、当社が不公正な行為を行っているかのような誤解を生じさせかねないことから、競争セーフガード制度の運用にあたっては、過去に注視事項とされたものについて、現に公正競争上の問題が生じていないものは、あらためて注視事項として記載しないよう見直しを行うべきと考えます。</p>	<p>「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2010年度)」における当社意見のとおり、電気通信事業法に基づき対象事業者に対する行為規制が定められてはいるものの、規制当局に実効的な調査権限が付与されていないため、組織内部に立ち入った調査等により違反行為を立証することができないという制度的な限界があります。現行の規制を実効あるものとするためには、第三者機関によるモニタリングや監査等を行ってその結果を公表することなどにより、競争事業者等外部からも公正競争確保の実態を確認できる何らかの仕組みが必要と考えます。</p>
NTT西日本	<p>他事業者サービス情報の取扱いに関し、業務改善命令(平成22年2月4日)を厳粛に受け止め、業務改善計画(平成22年2月26日)の遂行等を通じ、再発の防止に努めてまいります。</p> <p>また、その他の禁止行為規制に関して、事業法等の法令及び共同ガイドライン等に基づき、引き続き適正な事業活動を行い、法令遵守の一層の徹底を図り、公正競争の確保に努めてまいります。</p>	<p>また、行為規制が及ばないNTT東・西の県域等子会社を介したフレッツとドコモ携帯電話のセット販売や、市場支配的事業者と関係事業者による排他的なグループ連携等の禁止にもかかわらず、形式的にオープンであるという体裁によりNTTファイナンスを通じたグループ各社の請求一本化など、脱法的な行為が公然と行われています。</p> <p>これらの問題は、ボトルネック設備を保有する部門をNTT東・西の組織内に留めたこと、及び、持株会社体制を維持してきたことに根本的な原因があり、本質的な問題解決のためには、活用業務制度の是非を含む、持株会社体制の廃止やグループ解体を視野に入れたNTTの在り方についての抜本的な見直しが不可欠と考えます。</p> <p>加えて、「ボトルネック設備の保有」、「(公社時代から継承した)顧客基盤の活用」といった同等性の問題、および、NTTグループの総合的な市場支配力による「グループドミナンスの行使」の問題への対処として、第三者機関による監視体制の導入等や行為規制の範囲の子会社等への拡大をただちに実施すべきと考えます。</p>

ソフトバンクグループ	<p>NTT 東・西殿による FTTH 販売等に係る接続関連情報の利用</p> <p>これまで問題解決に至らない要因が、本質的には設備管理部門と設備利用部門が同一企業体に存在しているという NTT 東西殿の組織構造上の問題であることは明白であり、上記対応だけでは、抜本的な解決には至らないものと考えます。従って、総務省殿においては、顧客への悪影響の回避、及び公正競争環境の確保を行うために、タスクフォースにおける議論等を通じて、NTT 東西殿組織の構造分離を推進し、抜本的な解決を図るべきと考えます。</p>	<p>全国で、全ての利用者に多様な選択肢を確保するためには、ボトルネック設備のオープン化によるサービス競争を行うことは不可欠です。その観点では、NTT東・西と競争事業者との間のイコールフットイングを完全に確保するための手段の一つとして NTT東・西の構造分離をすることが考えられます。</p> <p>ただし、競争促進のためには、全ての設備を自ら設置することによる設備競争を維持・促進することが大前提であり、設備競争によって、ICTインフラの技術革新が促進され、ユーザーに新しい価値を提供することが可能となると考えます。</p>
ソフトバンクグループ	<p>8 分岐単位接続に係る問題</p> <p>FTTH 市場（戸建て/ビジネス）における NTT グループのシェアは、2010 年 3 月末で 74.4%※6 と更なる独占化傾向を示しています。</p> <p>このような傾向が継続するなかメタルから光ファイバへのマイグレーションが進行しており、メタル回線数の減少等によりレガシー系サービスの接続料は上昇傾向を示していますが、NTT 東西殿の事業規模にとってのみ都合の良い狭い光配線区域や、光アクセスサービス市場の競争に寄与するとは言い難い加入光ファイバ接続料水準、8 分岐単位での光ファイバの貸出し等の公正競争上の問題のため光サービスへの新規参入が阻害されています。</p> <p>このため、自前の設備を持たない競争事業者は、光サービスに参入できない一方で、接続料が上昇傾向のレガシー系サービスに取り残される状況となっており、既存事業者の市場退出の可能性すらも懸念されている状況です。このような状況を放置した場合、競争環境の後退、延いては利用者料金への影響等、消費者利便の低下を誘引させる恐れがあり、当該状況を早急に是正し、FTTH 市場における公正競争環境を確保することが急務と考えます。</p>	<p>FTTH市場では、NTT東・西が大きなシェアを保持している中で、競争事業者も自ら投資を行い、設備競争の推進を図っているところですが、利用者に多様な選択肢を確保する観点からは、ボトルネック設備であるNTT東・西のダークファイバやシェアドアクセスを利用できる仕組みも必要です。このため、設備競争による投資インセンティブの確保とサービス競争のバランスを考慮しながらNTT東・西の光ファイバの貸出しルールを検討することが重要と考えます。</p>

<p>ソフトバンクグループ</p>	<p>特定関係事業者制度の形骸化</p> <p>総務省殿においては、業務の連携等を図るグループ会社等が増大している点も踏まえて、NTT ドコモ殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下、「NTT データ」という。)殿、株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー殿等の電気通信事業者はもちろんのこと、県域等子会社や NTT ファイナンス殿等といった非電気通信事業者に対しても特定関係事業者の指定の範囲を拡大すべきと考えます。</p>	<p>特定関係事業者制度の趣旨は、禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保に十分でないと考えられるものについて、特定関係事業者の指定を行うことにより、厳格なファイアーウォールを設けるものであり、こうした趣旨の下、現在NTTコムが第一種指定電気通信事業者であるNTT東・西の特定関係事業者として指定されていると理解しています。</p> <p>しかしながら、持株会社体制でグループ一体経営をしていることに加え、活用業務が認められたことによってNTT東・西の業務範囲が拡大し、本来NTTコムが担うべきNGNのような業務をNTT東・西が行うこととなった結果、特定関係事業者制度が前提とするNTT東・西とNTTコムとの関係が、NTT東・西内部の設備部門と利用部門との関係に置き換わることによって同制度が形骸化し、NTT東・西の利用部門と競争事業者との間の同等性が損なわれて、同制度の効果が発揮できていない状況にあると考えます。</p> <p>このような状況が生じた根本的な原因は、前述のとおり、持株体制でグループ一体経営を行うことができる組織形態を残したままで、ボトルネック設備を保有するNTT東・西に対して、活用業務制度を認めたことにあると考えます。</p> <p>従って、上記のようなNTT東・西の利用部門と競争事業者との間の非同等性の問題を除けば、特定関係事業者の指定の範囲拡大に賛同しますが、本来は、IP・ブロードバンド時代のNTTの在り方や活用業務制度について抜本的な見直しを行い、真の公正競争環境を確保することが必要と考えます。</p> <p>加えて、総合的な市場支配力に着目した事前規制の導入をただちに実施すべきであり、具体的には、禁止行為の範囲についても、第一種指定電気通信設備を設置する事業者だけでなく、それに関連した子会社・団体等まで範囲を拡大すべきと考えます。</p> <p>委託先である県域子会社やサービスを販売する代理店であっても、NTT東・西の責任において業務を委託・販売代理契約をしており、実態上は、禁止行為対象事業者であるNTT東・西による行為と同等であることから、管理・監督責任のあるNTT東・西の責任範囲とすべきと考えます。</p>
-------------------	---	--

<p>ケイ・オプティコム</p>	<p>2. 家電量販店等を通じた営業活動について</p> <p>家電量販店等において、特定関係事業者やドミナント事業者同士のサービスを一体的に販売することは、公正競争を阻害するものであり、またNTT再編の趣旨にも反するものと考えます。</p> <p>また、NTT各社サービスの一体的な販売活動が拡大することは、情報通信市場全体の競争環境に深刻な影響を及ぼすことから、一概に家電量販店等の経営判断によるものと結論づけることなく、NTT各社及びその子会社による営業活動のなかで、このような経営判断を誘引するような施策がとられていないかについて、検証することが必要であると考えます。</p>	<p>家電量販店等を通じた、特定関係事業者やドミナント事業者同士のサービスの一体的な販売は、事実上、固定と移動をセットで販売する一体営業であり、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものであり、電気通信事業法第30条を潜脱する営業活動であることから、禁止行為の対象範囲を拡大する必要があると考えます。</p> <p>前述の通り、販売代理店であっても、販売活動自体は、禁止行為対象事業者による行為と同じであるため、NTT東・西は代理店の販売活動についても指導・監督責任があると考えます。</p>
------------------	--	--

■2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 (1) 検証の対象

意見提出者	該当部分	再意見
<p>NTT東日本</p>	<p>【活用業務認可制度】</p> <p>活用業務制度については、IP化の進展と多様なユーザーニーズに対応し、より低廉で多彩なサービスを提供できるようにするとの趣旨から、当時県内通信に限定されていたNTT東西の業務範囲の拡大が法制化されたものと認識しています。</p>	<p>NTT東日本の意見にある「活用業務制度については、(中略)当時県内通信に限定されたNTT東西の業務範囲の拡大が法制化されたもの」との認識は、同制度が導入された際の前提条件を無視し、競争が促進された場合例外的に認められる活用業務をあたかも本来業務であるかのように意図的に曲解したものと云わざるをえず、到底是認できるものではありません。</p>
<p>NTT西日本</p>	<p>今後も、お客様ニーズの高度化・多様化に迅速・的確にお応えし、多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスをスピーディーに提供していくためにも、更には多様な競争の創出による市場の活性化の観点からも、これまで以上に活用業務制度を迅速かつ柔軟に運用していただきたいと考えます。</p>	<p>活用業務認可制度については、NTT東・西の本来業務を地域通信市場に限定したNTT再編の趣旨に大きく反しており、本来であれば、持株会社体制に起因するグループドミナンス、ポトルネック設備の保有、競争の促進、公正競争環境の確保についての諸問題を解決することが必須であるにもかかわらず、そのような問題を解決しないままNTT東・西の業務範囲拡大が認められてしまったところに根本的問題があると考えます。</p> <p>活用業務認可制度導入時の考え方(IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申 平成12年12月21日)では、「東・西NTTの業務範囲の規制緩和が認められるためには、公正競争条件が整備され、また、NTTによる自主的な競争促進措置が講じられること等により、地域通</p>

信市場において競争が確実に進展することが見込まれることが必要」であり、「競争の進展が見込まれないと判断された場合は、完全資本分離を含むNTTグループの経営形態の抜本的な見直しに着手することが必要」とされています。

しかしながら、地域通信市場においては、NTT東・西が公社時代より一貫して独占的な地位にあり、同市場での競争が進展したとは断じていえない結果になっていることに加え、NTT西日本事案が発生する等、公正競争環境が確保されている状況にはなく、毎年、競争セーフガード制度において、NTTグループによる公正競争を阻害する事例が指摘されているところです。その一方で、NTTによる自主的な競争促進措置は全く講じられておりません。

また、活用業務が認められたことによりNTT東・西が展開しているNGNについても、NTT東・西自身が保有する光アクセス回線と一体として構築されており、さらに競争事業者との接続を前提とせず、ネットワークのオープン化が十分に図られていません。このため、NGNと一体となった光ファイバの市場シェアは74.5%と非常に大きく、引き続き上昇している状況となっており、これは、独占市場である固定電話市場の市場支配力を放置したまま、活用業務を認めたことによる影響が大きいと言えます。

上述のような事例は、活用業務の認可要件である「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められること」、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」において規定されている「東・西NTTが活用業務を営むために講ずべき措置（公正競争を確保するための7つのパラメータ）」にも明らかに反しています。

以上のような状況が、活用業務制度導入時における考え方、活用業務の認可要件、ガイドラインで示されている内容を明らかに逸脱しているにも拘わらず、これまで放置されてきたことを踏まえ、総務省は、過去のレビューを厳格に行った上で、真の公正競争を確保するために、活用業務制度の是非を含む、持株会社体制の廃止やグループ解体を視野にいれたNTTの在り方についての抜本的な見直しを実施する必要があると考えます。

NTT西日本	<p>NTTグループに係る累次の公正競争要件のうち、既にその役割を終えているものについては、速やかに見直しを行う必要があると考えます。</p>	<p>現状において、既に役割を終えている公正競争要件はないと考えます。</p> <p>NTT西日本事案が発生する等、公正競争環境が確保されていない状況は明らかであることから、むしろ累次の公正競争要件では不十分であり、より実効性を担保できるよう見直すべきと考えます。</p> <p>現行の規制を実効あるものとするためには、独立的な第三者機関によるモニタリングや監査等を行ってその結果を公表することなどにより、競争事業者等外部からも公正競争確保の実態を確認できる何らかの仕組みが必要と考えます。</p>
ソフトバンクグループ	<p>NTT 東西殿の県域等子会社である「NTT-●●」といった社名が公正競争上に与える影響等の分析をする必要があると考えます。歴史的成り立ち等に起因し、消費者にとって「NTT」ブランドは優位性をもつものと見受けられるため、グループ全体に対して「NTT」ブランドを使用させず、事業会社・子会社毎に異なるブランドを使用させる等、早急にブランド使用に係るルールを確立することが必要と考えます。</p>	<p>先般の当社意見で述べたとおり、県域等子会社やNTTグループ各社は、NTT法第8条によって本来使用がNTT持株およびNTT東・西に限定されている「日本電信電話」=NTTブランドを「NTT東日本-○○」や「NTT○○」のように社名に冠することにより、NTT再編時の趣旨に反して公社時代から継承したブランド力を、法の趣旨を逸脱してグループ全体で使用していることから、直ちに使用を制限すべきです。</p>
ソフトバンクグループ	<p>NTT グループ会社間での役員異動が自由に行える、という状態を暗黙的に認めることは、グループの連携強化を後押しするものにほかならず、NTT グループと競争事業者との間での公正競争環境を実現するというそもそもの移動体部門の分離並びにNTT 再編の趣旨に反するものであると考えます。</p> <p>従って、弊社共の従前からの主張どおり、現行の公正競争要件に規定されている役員兼任や在籍出向を禁止するのみでは不十分であり、NTT 持株殿、NTT ドコモ殿、NTT コミュニケーションズ殿、NTT データ殿等の NTT グループ会社間の役員等の人事異動を禁止する等の追加措置が必要と考えます。</p> <p>加えて、こうしたグループ会社間の人事異動は、持株会社体制の組織管理形態によってこそ可能であることを考慮すれば、タスクフォースの議論において NTT グループの持株会社体制自体を見直すべきと考えます。</p>	<p>NTTグループ間での役員等の人事異動が公正競争上問題として指摘されるのは、持株会社体制によるグループ一体経営がその根本的な原因となっているためです。</p> <p>種々の事例に鑑みると、グループ間の役員等異動が顧客情報の共有やグループ一体の営業活動の温床となっており、グループドミナンスが発揮されている状況である可能性が非常に高いため、抜本的に解決するためには早急に持株会社体制を廃止すべきと考えます。加えて、特定関係事業者の範囲を拡大し、役員兼任の禁止だけでなく転籍を含む異動を禁止する等の措置を直ちに講じるべきと考えます。</p>

<p>ソフトバンクグループ</p>	<p>NTT 東西殿の法人営業を NTT コミュニケーションズ殿へ集約した際に、NTT コミュニケーションズ殿に提供される顧客情報が競争事業者に提供される顧客情報と同一であれば問題ないとする判断がなされていますが、これでは全ての顧客情報が NTT 東西殿及びNTT コミュニケーションズ殿の三社間でも共有できることとなり、「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」等を助長する要因となります。</p> <p>このような状況を抜本的に解決するためには、現状の法規制だけでは不十分であることから、日本電信電話株式会社等に関する法律（以下、「NTT 法」という。）の改正等によりNTT 東西殿とNTT コミュニケーションズ殿の共同営業行為を明確に禁止すべきと考えます。</p>	<p>NTT再編成の際、長距離会社（NTTコミュニケーションズ）は、NTT東・西とは独立した営業部門を設置することとされ、提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のもと同じとすることが義務付けられたと認識しています。</p> <p>本事案が事実であるならば、「日本電信電話株式会社の引継ぎ並びに権利及び義務の継承に関する基本方針」の「（九）地域会社と長距離会社との間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のもと同じとすること」に抵触する行為であるといえることから、直ちに踏み込んだ検証を行う必要があると考えます。また、NTT東・西及びNTTコミュニケーションズは、事実関係を自ら明らかにすべきと考えます。</p>
<p>テレコムサービス協会</p>	<p>競争セーフガード制度の意義 ＜中略＞</p> <p>現在の制度及びその運用によって、問題の根幹にある重要な課題が解決されていないことも歴然たる事実です。その原因は、NTT 法及びNTT 等に係る公正競争要件など、NTT の事業並びに業務を律する法令等の規定が、現状の実質的な独占体制を排除していないことに起因すると考えます。</p> <p>即ち、持株会社である日本電信電話株式会社は、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社等の100%親会社であり、また、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに対しても株式持分比率が高い筆頭株主であることから、すべての情報が持株会社に集積され、また、持株会社の意向により、実質的に各子会社・関連会社に対して、統一的な指示が発出されているのが現状であると考えられるからです。</p> <p>これは、少数株主のいない100%子会社を主体とした事業連合体である限り、自然発生的かつ必然的に起こる至極当たり前の事象です。</p> <p>特に、NGN や光ファイバ網に係る各種の問題、通信レイヤーのみならず上位レイヤーまでの垂直統合を固定・移動通信の双方について積極的に進めている NTT グループの状況を鑑みると、役員の兼任禁止や各種料金設定の制約条件の付与に代表される現在の法制度下での公正競争要件自体が不十分であり、NTT 持株会社が複</p>	<p>これまでも、NTTグループにおける累次の公正競争に関する措置、ルールの整備が行われてきましたが、NTTグループによる「ボトルネック設備の保有」、「（公社時代から継承した）顧客基盤の活用」、「グループドミナンスの行使」等の問題については、ブロードバンド・IP時代への移行期である現在においても未だ解決に至っていません。</p> <p>むしろ、NTT西日本事案のような公正競争上の問題が発生するとともに、活用業務によるNTT東・西の業務範囲拡大などによって競争事業者間との同等性が損なわれており、公正競争環境が確保されている状況にあるとは到底いえません。</p> <p>加えて、NTT東・西のNGNはボトルネック設備である光アクセス回線と一体で構築されており、競争事業者との接続を前提としていないことから、これまで実現していた有効な競争が損なわれてきており、NTTグループは、競争を排除し、NGNを梃子に市場支配力の拡大、グループ連携の強化を図るなど、状況はますます悪化していると言えます。</p> <p>これらの問題は、ボトルネック設備を保有する部門をNTT東・西の組織内に留めたこと、持株会社体制を維持してきたこと、それらを解消しないまま、活用業務によるNTT東・西の業務範囲拡大を認めたことに根本的な原因があるため、本質的な問題解決のためには、活用業務制度の是非を含む、持株会社体制の廃止やグループ解体を視野に入れた NTT の在り方についての抜本的な見直しが必要と考え</p>

	<p>数の事業会社を保有する現在の資本関係自体を大幅に見直す必要があることは自明であると考えます。また、昨年来、かかる状況が全く変化していないことから、可及的速やかな見直しが必要と考えます。</p> <p>以上の点を鑑み、NTT 法を始めとする関連法規自体の抜本的な改定を、本格的に検討・実施していただくことを要望します。</p>	<p>ます。</p> <p>加えて、「ボトルネック設備の保有」、「(公社時代から継承した)顧客基盤の活用」といった同等性の問題、および、NTTグループの総合的な市場支配力による「グループドミナンスの行使」の問題への対処として、第三者機関による監視体制の導入等や行為規制の範囲の子会社等への拡大をただちに実施すべきと考えます。</p>
--	---	--

■ その他

意見提出者	該当部分	再意見
ケイ・オプティコム	<p>競争セーフガード制度の実効性をさらに高める観点から、客観的な検証が可能となるような、より透明性の高い第三者による監視・検査等の仕組みを導入することも、検討に値するものと考えます。</p>	<p>左記意見に賛同いたします。</p> <p>先般の当社意見のとおり、電気通信事業法に基づき、対象事業者に対する行為規制が定められてはいるものの、規制当局に実効的な調査権限が付与されていないため、組織内部に立ち入った調査等により違反行為を立証することができないという制度的な限界があります。現行の規制を実効あるものとするためには、第三者機関によるモニタリングや監査等を行ってその結果を公表することなどにより、競争事業者等外部からも公正競争確保の実態を確認できる何らかの仕組みが必要と考えます。</p>